

令和3年6月18日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた本市の対応について

■概要

令和3年6月17日に埼玉県のまん延防止等重点措置期間が延長され、同日、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が示された。なお、本市は、これまで知事が定める「まん延防止等重点措置」を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に指定されていたが、同年6月20日をもって、措置区域外となる。

そこで、市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱いについて

期間：令和3年6月21日（月）から同年7月11日（日）まで

午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設予定の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

上記のほか、原則、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

また、学校体育施設開放事業については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に順次再開する。

2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和3年6月21日（月）から同年7月11日（日）まで

原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に再開する。